

不眠、浅眠、中途覚醒、大きなもの音や声に驚愕、イライラしやすく集中困難
侵入症状

夫を連想し、暴力時と同じ気持ちがよくえり、動悸や過呼吸パニックなどの症状
が起きたり、悪夢にうなされる

③ 面接時の状況

苦痛の経験があると、苦しそうな感情が表出されるわけではない。苦痛が長期間続き、
しかもその中で生活するしかない状況が続くと、うつ状態や麻痺症状のため、感情は
表出されない。時系列の混乱、記憶の断片化、暴力の過小評価、主語と述語の混乱、
優先順位の混乱、話が入らない、何度も同じことを質問するなども見られる。対処行
動や過覚醒症状により、活発な行動化がおきることもあり、元気な人との誤解を生じ
ることもある。PTSD症状の回避麻痺症状、過覚醒の可能性、うつ状態の可能性な
どを考慮しながら面接する必要がある。

話しながら、おかしくないか、変ではないか、とたびたび確認される事もある。夫が
いつもお前がおかしいと言っていたから、いつもお前のせいだろうと言っていた
ので、と判断の基準が夫であり、自信喪失している。

(4) 子どもの被害

子ども達は暴言暴力を生まれた時から日常生活、コミュニケーションの手段として学
習している。金先生の調査（DV被害を受けた女性とその児童の精神健康調査：平成16
年度厚生科学研究費補助金「子ども家庭総合事業」）によると、同伴児の全員が母親の暴
力被害を目撃し、54%が身体的虐待のほか、性格・能力・容姿のけなし・兄弟間の差別・
大事なものを壊す・母親の悪口を聞かせるなどの精神的虐待を受けている。母から子ど
もへの暴力もある。

子どものCBCL結果

女兒の「身体的訴え」、「不安/抑うつ」平均得点は、累積度数分布で95%以上のハイリ
スク領域に入る高い値を示し、両下位尺度でのハイリスク該当者は女兒全体の47.8%であ
った。「引きこもり・身体的訴え・不安抑うつ」の3尺度の合計から内向尺度を算出すると、
女兒の78.3%が累積度数分布90%以上の臨床域に入り、男児も臨床域に51.2%と半数以上
が該当した。女兒が男児より「身体的訴え」と「内向尺度」の得点が有意に高い。「不安/
抑うつ」と「攻撃的行動」に含まれる問題があると答えた率は50%を越えていた。

子どもの身体的虐待と、母親の不安・不眠の高さには有意な関連があり、CBCL内向
尺度とIES-Rの回避・麻痺、児童の年齢が有意に関連、子どもの攻撃的行動と母親の
不安・不眠も有意に関連しており、母親の精神健康と児童の精神健康は有意に関連して
いる。

一時保護中、家庭内で経験した暴力被害はそのまま再現されるほか、今まで抑えられ
ていた感情や不安感が表出される。さらに、登校できないストレス、友人に別れを告
げられなかった思い、大事なものを父親に壊されたり捨てられているかもしれない、
現実の生活の不自由さなど様々なレベルの感情を母親や兄弟、他の同伴児に向けて表
出、退行し、親を困らせ、対人関係のトラブルなどが起きやすい。あるいは、母親の
ことを心配して母親の保護者代わりとなっていたり、他の子供の攻撃的言動をみてお
びえ、萎縮したり、安眠できず物音ですぐ目覚める子どももゼロ歳から観察されて
いる。

女の子は可愛がられていたという場合も、内容は一緒に寝る、入浴するなど、性的虐待

が疑われる場合が多いことにも留意する必要がある。

母親は全く気づいていない、あるいは麻痺により見ないようにしているが、子どものプレイ場面や交友関係の中で再現されている。

比較的年齢が高いとすでに暴力を十分目撃あるいは被害をうけており、自分の感情のコントロールが困難になっている場合がある。対人関係が上手くできない、自己評価は低い、何でぼくを生んだのか、死にたいなど母親の被害と同じ被害状況が観察されている。

(5) 母子の状況

家を出てから、母親は子どもの被害の大きさを目の当たりにする事となる。

夫と同じ暴力的言動をみて、子どもに夫を連想し、拒否感や恐怖心を抱くことがある。子どもは父親に顔や言動は似ている。子どもの背後に夫を感じる。子どもの暴力的行動をやめさせるために母親が夫と同じような暴言暴力によって支配しようとする場合がある。子どもも母親に対し、夫と同じ行動をとる。

母親は、将来子どもが夫と同じ暴力的な人間になるのではないかと心配し、母子での激しいやり取りが起きる場合もある。

今までの父親中心の生活から、母親中心の生活に移行することになるが、母親は大きな被害を受け、子育てにも疲労しきっている。

3. 支援の具体的方法

(1) 面接までの流れ

- ・入所時、一時保護中に心理相談・精神科相談を受けることができるとの情報提供
- ・医務の間診時に同席し、心理職員を紹介する。
- ・ケガの治療や福祉事務所との連絡などが優先するが、概ね2~3日後に一時保護担当者に心理面接の希望を尋ね、希望者に面接を行う。

(2) 心理面接に当って、

被害者は、支援者がDVについての知識を持っているか、被害者の被害状況を知っているか、非難しないかなど、言葉使いや態度には非常に敏感である。暴力を拒否し、家を出てきたことを積極的に支持し、勇気決断に敬意を表し、暴力は犯罪行為であり許す事はできないとの信念を持った対応が必要である。

(3) 心理面接の目的

- ① 犯罪となるべき行為を含む人権侵害から逃れて今ここに生きていることそのものに大きな意味があると考え、本人自身を受容し支持する。
- ② 暴力被害の状況、感情、意思の傾聴、受容、支持
- ③ 人権侵害に気づき、自分に非があるために起きたことではないとの認知の修正と、自信回復にむけた心理教育と情報提供
- ④ 精神的被害に関する心理教育、現在の被害状況についての客観的評価
- ⑤ 必要に応じた精神科受診

(4) 個別面接の具体的方法

心理面接は、保護命令のための時系列を追った客観的な暴力の事実を聞き取るのではなく、被害者が今ここにいることそのもの、表出される感情、どのような暴力をどのように感じていたかをそのまま受け止め、時系列の混乱や主語と述語の混乱、暴力の具体的内容が把握できないことがあるが最初は問わず、本人が語りたいと思う内容を受容する。

暴力を語ることができる人もいるが、まだ語るができない人もいる。暴力の認識乏しく、過小評価されていることもあり、そのまま受け止めると事実とは相当異なる場合もある。対処行動のため、暴力を思い出せないこともある。

そのような場合には「このようなことは暴力ですよ」と認知の枠組みを提供しながら面接を進めることも適当である。

何を言っても夫から無視され、否定され、自分がだめだからできないと思わされている場合、今まで相談しても誰にも支持してもらえなかったなどのために、言ってもいいかどうか逡巡している場合もある。受容・共感・傾聴・支持により、本人がどのように苦しく悲しく悔しい思いをしてきたかについて、面接者が耳を傾け、本人の「自分の意思や感情はおかしくなかった、それでよかった」などの支持は、喪失した自信回復、自己評価の回復のために必要な第一段階であり、抑圧された感情の表出の道を開く。面接時に涙が流せると、泣けたことを喜ぶ人も少なくない。面接室には常にティッシュペーパーの準備が必要である。

しかし一回の面接で回復するわけではない。あくまでも第一歩。感情表出した事で今までのバランスが崩れて不安定になる事もある、抑圧していたことを思い出して苦痛になる事もあることに留意し、一度に聞き過ぎず、話すことで不安定になる場合もある事、回復のために必要な過程である事、不安定になった時にはいつでも面接可能であること、精神科医の援助も得られる事を伝え、できれば90分を目安とする。話が止まらなくなる場合、面接を打ちきりにくい場合もあるが、聞きすぎると被害者のみならず、面接者も疲労し、限界を感じるので、両者にとって、時間の調整は不可欠であり、あらかじめ面接時間を決める工夫が必要である。

苦痛を引き出すことは急性期には適切とはいえない。時間の経過をまち、本人が語りたと思うようになるまでは無理はしないこと、緊急保護期間だけで問題解決できるわけではない、あくまで急性期には急性期に必要な支援を行うと決めておく方がいいと思われる。

急性期の個別面接では、回復そのものを目指すのではなく、本人の心理的状況や認知の状況を理解し、人権侵害に気づき、本人に非があるために、人間としての価値がないためにこの事態が生じていたのではなく、加害者側の心の病理に巻き込まれていたことに気づくような認知の枠組みの提供が最も大事である。支配されている中で生きること必死になっていると、状況が客観的に見えなくなっていたり、孤立させられ、相談しても分かってもらえないこともあり、次第に夫の支配下に巻き込まれていく。このプロセスを提示し、問題の存在が自分ではなく夫の方であったということに気づくように、枠組みを提供し、認知の修正を図る心理教育が必要である。

自分への信頼感を保ち、相手に問題があることを感じられた人は、微妙な揺れ動きはあるが、認知の修正が進みやすい。

状況の客観視のためには、もし友達がこの状況であったらどうかという別の視点を提供する働きかけも効果的である。

自己の被害を客観的に評価する事を助けるためには、PTSDなどの被害の症状について情報提供し、評価尺度（GHQ,IES-R など）を利用する事も効果的である。本人の希望を尊重するが、精神的被害は重篤であり、原則として、精神科受診を勧める。

もともと自分の意思や感情に自信がなかった場合、今の暴力から逃れても次の自分の生き方に迷いや混乱がある場合がある。生活歴と深くかかわっていると、今後に向けた長期

のカウンセリングが必要と考えられ、「中長期的支援」につなぐ。

(5) グループミーティング

同じ体験を共有する事は孤立感を減らし、社会とのつながりの回復のために有効である。しかし、まだ語るができない人、思い出すことで不安定になる人など、個人的状況は様々であるので、急性期には無理強いせず、希望者に声かけするだけにとどめる。

又ミーティング中に具合が悪くなる事もあるので、始めにルールを決める事が大切である。

DV 勉強会のルール

1. 話したくないことを無理に話す必要はない
2. 人の話に耳を傾け、批判しない
3. 具合が悪くなったらだまって退室してよい。後でスタッフが伺う
4. ここで話した事はここだけのこととして室外に持ち越さない
5. あとで不安定になるなど、具合が悪くなったら心理職員が対応する。

無理に話さなくていい状況を作るためには簡単にまとめた分かりやすい、DVの認知を助ける心理教育のための配布資料があるとよい。その資料を説明しながら質問に答え、感想を述べる形式がよいようである。

時間は90分程度が適当である。(資料参照)

(6) 留意点

これでよかったのか自分が言う事はおかしくないか、具体的に答えを求められた時に答えを提供する事に心理のスタッフが抵抗を感じる場合がある。

本来カウンセリングでは安全安心が確保された中で、答えは本人自身が見つけ出すものであって、一定の価値を押し付けるものではない。

しかし、DVは人権侵害という犯罪行為に巻き込まれた状況である。罪を犯す方と被害者のどちらに非があるかを被害者に考えさせるという問題ではない。ここで答えが出せないと、被害者にとっては加害者に加担していると思われる可能性がある。被害者を支援する役割を取る限り、理由や状況に関わらず、罪は犯すほうが悪いという視点で本人の感情感覚言葉すなわち本人が生きている事自体に意味があるとの支えが必要である。

(7) 子どもへの支援

母親からの希望、子ども自身からの希望があれば子どもにも面接する。

子どもにとっても暴力からの避難という緊急事態は母親と同じである。

母親と同じように暴力被害をうけており、支援に当たっては

第1に安全と安心の確保

第2に自分が置かれている状況や心身の状態を理解するための認知の枠組みを提供し、安定を得ること、また今後予想されるPTSD等ストレス反応の症状や出来事を予測し、対処する力を強めるための心理教育・情報提供である。

就学年齢に達していれば、面接、描画、箱庭などにより子どもの気持ちや考えを受け止め、「あしたははれる」を活用し、暴力は人の心を壊す事、親の暴力は子どもには対応困難であること、子どものせいではない事、理不尽な扱いをされていた気持ちや感情を受けとめると共に、怒りの感情のコントロールや相談する場所などについて情報提供する。

幼児は言葉で表現する事は難しく、遊びの中で表現される。

対人関係を暴力によって問題解決しようとするなど危険がある場合には、介入し、暴力によらない方法を工夫し、個人が大切に思われていることを伝える。母親の安心安全感、精神的安定は幼児の安定につながる。

男女ともに性的被害を受けていることが多い。性をテーマに遊ぶ、足を広げて、下着が見える事を気にしない、性器を触るなど暴力被害は日常生活の中で再現されている。子ども自身にも身体を守ることの大切さを教え、嫌なことは嫌といい、困ったときには相談する場所があることを伝える。

(8) 母子への支援

母親には、子どもが母親と同じように被害を受けており、母親と同じように支援が必要であることを伝える。

子どもが夫と同じように暴力を振るうようになるのではないかとの質問には、「暴言暴力を見てきている子どもにとってはそれが日常であったこと、母親が暴力を拒否して家を出たことが、改善のためのスタートであること、母親が暴力を拒否する意思を子どもに伝えること、これから暴力によらないコミュニケーション、対人関係の学習が始まること」を伝える。

母親が今後の不安を子どもに相談する場合があるが、子どもは大人のように全体が見えているわけではない。大人が取るべき責任を子どもに押し付けることになる。子どもの意思は尊重しても、母親は自分の意思を伝えることが大切である。帰りたいがる場合も、母親の気持ちを汲んでいる場合もあるし、限られた情報だけで判断している場合もある。

父親が子どもを味方にして母親を無力化していた場合は、母子関係が難しい場合もある。母親が自分の意思をしっかりと持つことが必要である。

しかし、母親は大きな被害をうけており、母親一人での対応が難しい場合もある。母親にも子どもにも支援が必要であり、援助を受けられる機関を紹介する。安全安心の確保、母親の精神的健康が子どもの健康な発達に必要である事を伝える。

女の子に性虐待被害が疑われると、母親はショックをうけるが、子どもに罪はない。対応困難と感じる場合には専門機関に相談するように伝える。子どもたちは短期間であっても安全と安心が保たれ、母親が安定すれば行動に落ち着きが見られる。

(9) 戻るときに伝えること

- ・暴力は人権侵害である
- ・戻るとは暴力を容認する事になり、さらにエスカレートすることが予想される
- ・実家は危険である
- ・いつでも危険を感じた場合には逃げる事などを伝える。

母子が戻ることを決めた場合

母親に対し：家庭内の暴力の目撃は子どもにとっては虐待である

母親が子どものためにと我慢することは虐待環境を継続させる事になり、母親も加害者となる。従って子どもを連れて戻るときには児童相談所に通告する。

子どもに対し：子どもにも命の危険を感じたときには逃げる場所があること、嫌な事は嫌と感じてよいが、直接たちむかうと危険であるために避ける方法を考える。

相談する場所、逃げる方法などを伝える。
女の子には何が性虐待かを伝え、身を守る方法を教える。

4. 支援の留意点

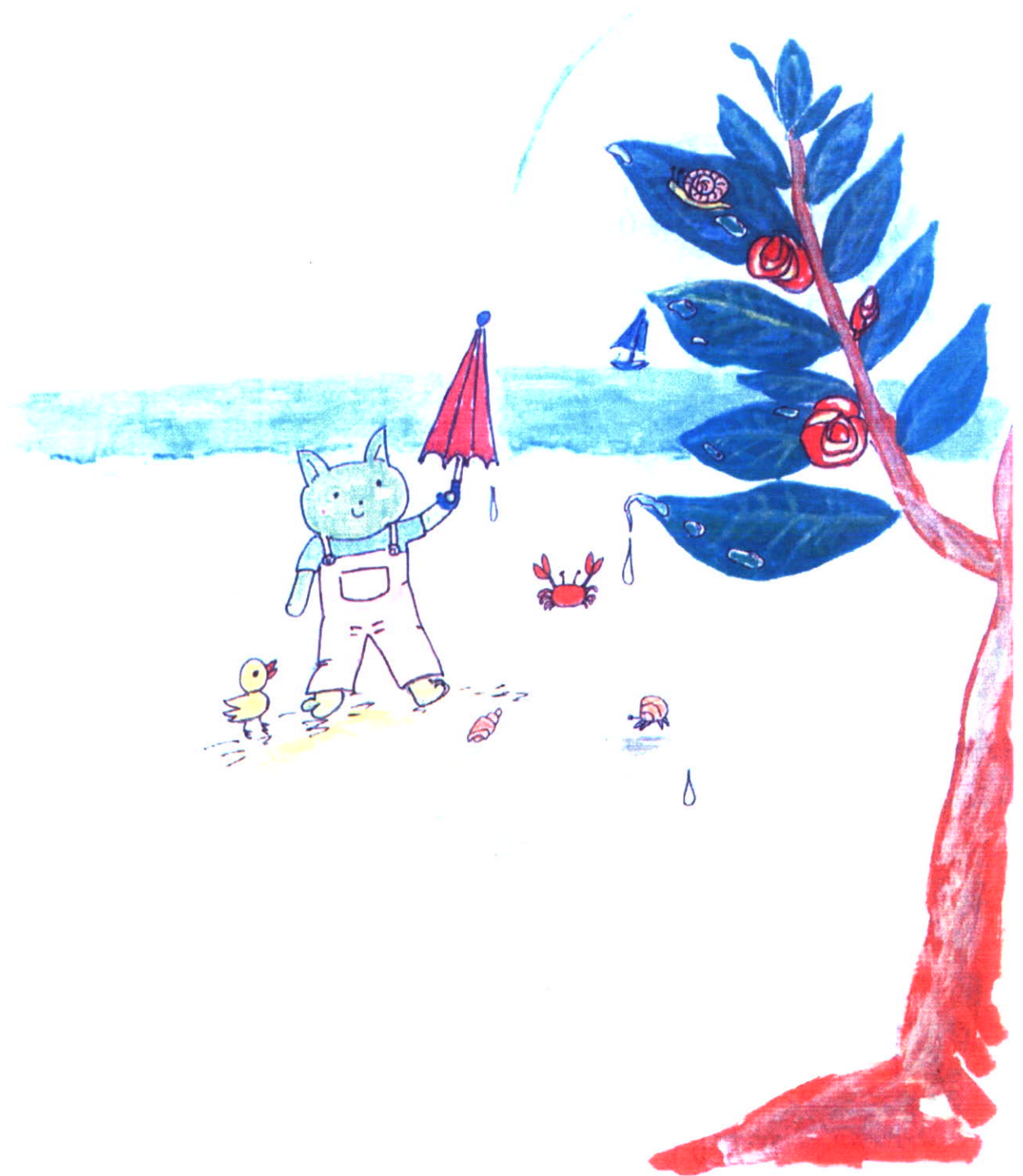
(1) 二次被害の防止

- ・ DV被害についての知識を持って対応しないと、理解してもらえないと思われる場合がある
- ・ 暴力被害者の支援にあたり、「中立」の立場はありえない。暴力はどんな理由があってもふるう方が悪いとの立場に立たないと、加害者に加担していると思われる可能性がある。
- ・ 逃げてきたことはよかったとの積極的な支持が必要である。
- ・ 情報提供、心理教育後に最終的に行動を決めるのは本人自身である。支援者の価値を押し付けてはならない。

(2) 支援者のメンタルヘルス

- ・ 人権侵害の状況を聞いていると、支援者がうつ状態になったり、許せない感情のコントロールがきかなくなる事がある。これは代理受傷または二次的外傷性ストレスと呼ばれ、ストレスケアに当たる支援者の被害である。
支援者は休暇を取る、気分転換をする、同僚やスーパーバイザーに話を聞いてもらうなどにより、心身の健康状態に気をつけることが大切である。
- ・ 被害者の回復には時間がかかり、短期間では支援が進まず、無力感を感じることもある。行動を選択するのは被害者自身であることに留意し、支援者は見通しを持って見守ることが大切である。

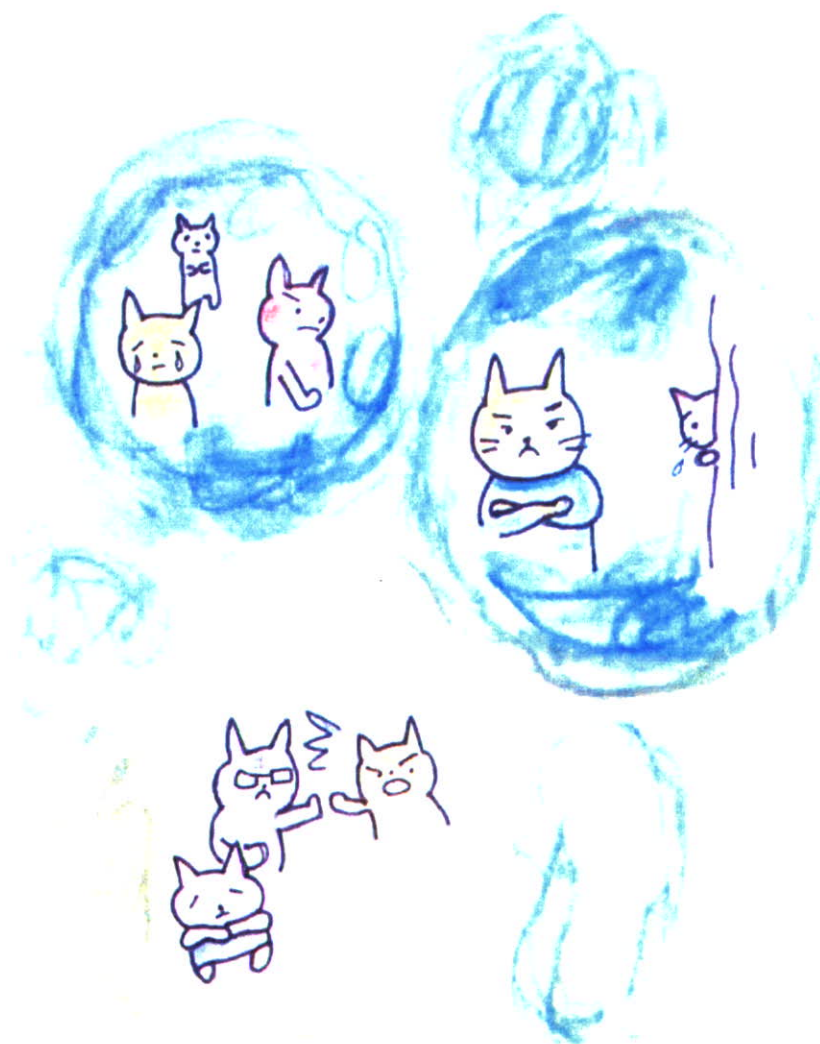
あしたは はれる



パパとママが けんかする 子どものための パンフレット (改訂版)

パパとママが

けんかを することある？



パパもママも 話をしない

パパのきげんが わるくて、話しかけられない

口げんかを する

たたいたり けったりする

パパとママが けんかを するうちは
どのくらいあると思う？

自分の うちだけと思う？

何けんくらいあると思う？

書いてみよう！

5けんに1けん？

10けんに1けん？

20けんに1けん？

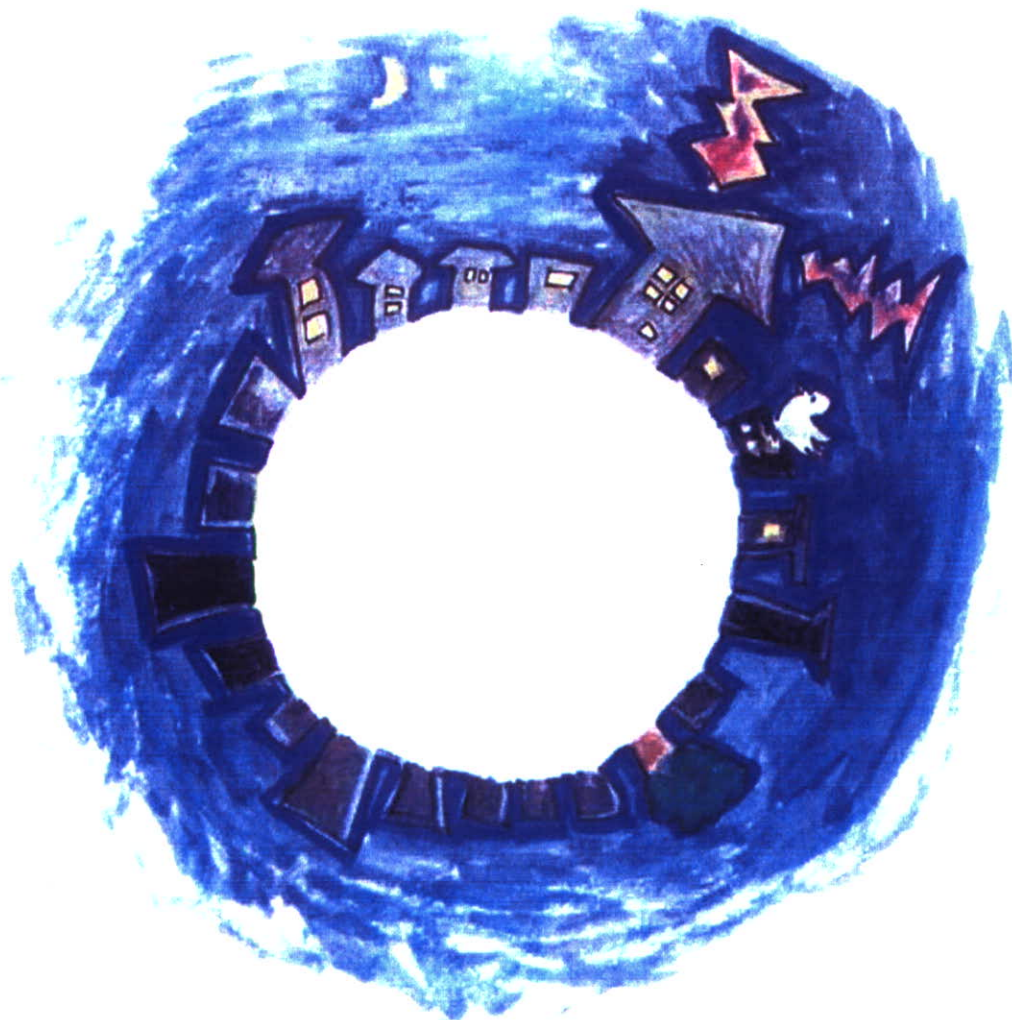
50けんに1けん？

100けんに1けん？

1000けんに1けん？



20 けんに 1 けんもあるよ



日本では、
400 万けんいじょう もあるんだよ。
すごく多いよね。

パパとママが けんかをしているおうち
きみのクラスや となりのクラスにも
あるかもしれないね。

きみの うちだけじゃ ないんだよ。
パパとママが けんかをしているうちの子どもは、
「こんなのは 自分のだけだ」
「だれも 分かってくれない」
とか思うことが 多いんだけど、
本当は そうじゃないんだね。
とてもつらくて いやなことかもしれないけど、
よくあることなんだよ。

だから、ほいく園や ようち園や 学校の先生も、
そういうことについて知っているよ。

パパとママの けんかは

だれのせいなのかな？



なぜ けんかがおこるのかな？

きみは どう考えているかな？

書いてみよう！

ママも しんぱいしているよ

ママは、子どものことを
とてもしんぱいしている人が 多いんだよ。
けんかをしていても、
子どものことを だいじに思っているよ。
子どもがあぶなくないように
気にかけているんだね。



パパとママのけんかは
ぼくのせいじゃない
わたしのせいじゃない！



よくけんかをする

パパとママから聞きました。

「本当は たたくのを やめたいと思っている。

でも、どうしていいか 分からない」

「子どもが しんぱいしているのが 分かる。

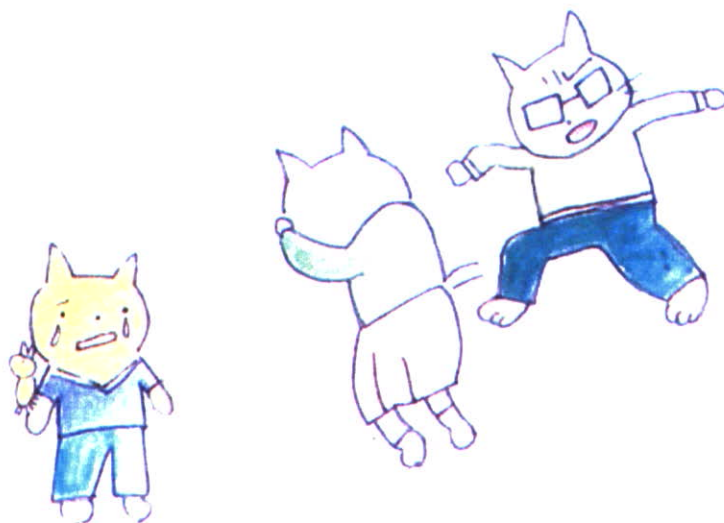
お父さんにたたくのは やめてほしい。

でも、どうしたらいいのか 分からない」

「子どものことをとてもしんぱいしている」

「けんかをする、子どもが かなしむので、

そのこともつらい」



こわいと思ったら、にげよう！



とめようとする、けがをすることもあるから、
とにかく にげよう！

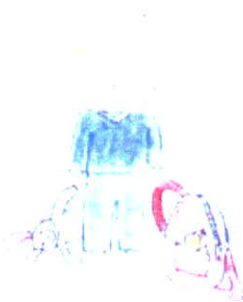
パパとママだけでは
けんかを やめることが できないんだね。
けんかを 止めることが できるのは、
ほかの大人だけなんだ。
そして、けんかをしないで
楽しく 暮らす ほうほうを
パパとママに 教えてくれるのも
ほかの 大人だけなんだよ。

子どもは、大人のけんかを 止めることは できないんだ。
止めようとする と とてもあぶない こともあるよ。

自分が あぶなくならない ためには
どんなことが できるかな？

書いてみよう！

こんなことができる



だいじなのは、きみが けがをしないこと！
きみが こわかったり かなしかったりする気持ちも
少しでも すくないこと！

ほかの友だちは パパとママが けんかをした

時は どうするのか きいてみました！

自分のへやへ 行って ふとんをかぶる

となりの人に 言いに行く

きょうだいと いっしょにいる

けいさつに 電話をする

だいじなおもちゃや 本や ふくを

ひとつのかばんに 入れてもって行く

テレビやラジオの音を 大きくする

おじいさんやおばあさんに 来てもらう

気もちが おちつくばしょを さがしておいて

そこに行く

気もちがおちついて

けんかが おわったころになってから 家にもどる

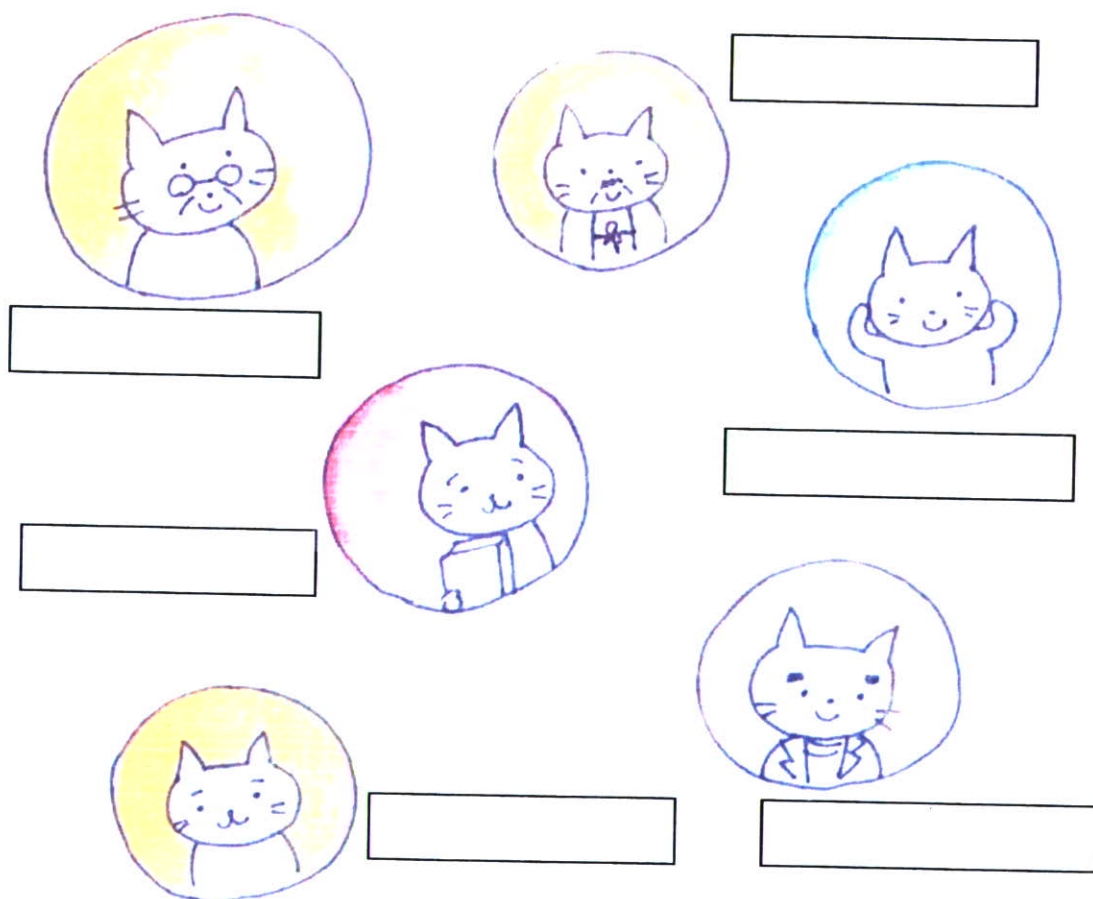
きみがやってみようと 思うことはありますか？

やってみようと 思うことを

書きだしてみよう！

だれかに 話してみよう！

きいてくれる人の名前を書きこもう！



子どもには できなくても、
パパとママに話してくれるおとなが
いるかもしれないよ。

それから、いやな気もちも 人に話して聞いてもらえたら、
その分だけ 小さくなっていくんだよ。